

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

築上町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡県築上町長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

<p>①事務の名称</p> <p>②事務の概要</p>	<p>国民健康保険に関する事務</p> <p>築上町では、築上町に居住する、被用者保険および後期高齢者医療保険の加入者ならびに生活保護受給者を除く全ての方を被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。被保険者の給付に係る事務としては、被保険者の申請等に基づき支給する。</p> <p>具体的には、</p> <p>①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付（有効期限は1年間で、年1回切替） ③被保険者の申請等に基づき支給する。 ※申請者が公金受取口座の利用を希望する場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
<p>③システムの名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity国民健康保険 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・次期国保総合システム ・国保情報集約システム ・市町村事務処理標準システム ・医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

(1)国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

<p>法令上の根拠</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表の44の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 <ul style="list-style-type: none"> ・第16条、第24条 3. 公的給付の支給支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第2項及び第9条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第13号 5. 国民健康保険法 <ul style="list-style-type: none"> ・第113条の3 第1項及び第2項
---------------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表 2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表 69, 70, 160の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	保険福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 住所:福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2 TEL:0930-56-0300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険福祉課 住所:福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2 TEL:0930-56-0300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月5日	I-4. ②法令上の根拠	「情報照会の根拠」と「情報提供の根拠」の見出しが逆になっていた。	「情報提供の根拠」と「情報照会の根拠」の見出しを変更。	事後	標記の誤りの訂正であり、重要な変更には該当しない。
平成29年2月9日	I-1. ②事務の概要	<p>築上町では、国民健康保険法に基づき、築上町に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。</p> <p>具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替)</p>	<p>築上町では、国民健康保険法に基づき、築上町に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。</p> <p>被保険者の給付に係る事務としては、被保険者の申請等に基づき支給する。</p> <p>具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③被保険者の申請等に基づき支給する。</p>	事前	国民健康保険制度改正に伴う見直し
平成29年2月9日	I-1. ③システムの名称		<ul style="list-style-type: none"> ・次期国保総合システム ・国保情報集約システム 	事前	国民健康保険制度改正に伴いシステムを追記
平成29年4月11日	I-5.② 所属長	住民課長 加藤 秀隆	住民課長 神崎 博子	事後	人事異動に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和2年10月9日	I-1. ②事務の概要		<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等</p>		オンライン資格確認の準備業務のため追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月9日	3.法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		オンライン資格確認の準備業務のため追記
令和2年10月9日	4.②法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		オンライン資格確認の準備業務のため追記
令和3年2月26日	課名	住民課	保険福祉課		機構改革による変更
令和4年3月31日	4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、5、17、19、20、25、33、43、44、46条 (情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二の42、43の項 2. 別表第二省令 第25条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、5、17、19、20、25、33、43、44、46条 (情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第8号 別表第二の42、43の項 2. 別表第二省令 第25条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年12月28日	I-1. ②事務の概要	築上町では、国民健康保険法に基づき、築上町に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。 被保険者の給付に係る事務としては、被保険者の申請等に基づき支給する。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③被保険者の申請等に基づき支給する。	築上町では、国民健康保険法に基づき、築上町に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。 被保険者の給付に係る事務としては、被保険者の申請等に基づき支給する。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③被保険者の申請等に基づき支給する。 ※申請者が公金受取口座の利用を希望する場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会	事前	公金受取口座の本格運用開始に伴う追記
令和4年12月28日	I-3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 3. 公的給付の支給支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第2条第2項及び第9条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第13号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	公金受取口座の本格運用開始に伴う追記
令和4年12月28日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和5年12月28日	I-1. ②事務の概要	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p>	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	追記・修正
令和5年12月28日	I-1. ③システムの名称		・市町村事務処理標準システム	事前	追記
令和5年12月28日	I-4. ②情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 第19条第8号 別表第二の42、43の項</p> <p>2. 別表第二省令 第25条</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 第19条第8号 別表第二の42、43、121の項</p> <p>2. 別表第二省令 第25条</p>	事前	修正
令和5年12月28日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点		
令和5年12月28日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点		
令和6年8月30日	I 1. ②事務の概要	<p>築上町では、国民健康保険法に基づき、築上町に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。</p>	<p>築上町では、築上町に居住する、被用者保険および後期高齢者医療保険の加入者ならびに生活保護受給者を除く全ての方を被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。</p>	事後	
令和6年8月30日	I 1. ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity国民健康保険 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・次期国保総合システム ・国保情報集約システム ・市町村事務処理標準システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity国民健康保険 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・次期国保総合システム ・国保情報集約システム ・市町村事務処理標準システム ・医療保険者等向け中間サーバー等 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I 3. 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条</p> <p>3. 公的給付の支給支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第2条第2項及び第9条</p> <p>4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第13号</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表の44の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第24条</p> <p>3. 公的給付の支給支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第2条第2項及び第9条</p> <p>4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第13号</p> <p>5. 国民健康保険法 ・第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和6年8月30日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法 第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、121の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、5、17、19、20、25、33、43、44、46条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 第19条第8号 別表第二の42、43の項 2. 別表第二省令 第25条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令 ・第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令 ・第2条の表 69、70、160の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和6年8月30日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和6年7月31日 時点		
令和6年8月30日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和6年7月31日 時点		